

令和6年度
さいたま市立大砂土東小学校
P T A 総会資料

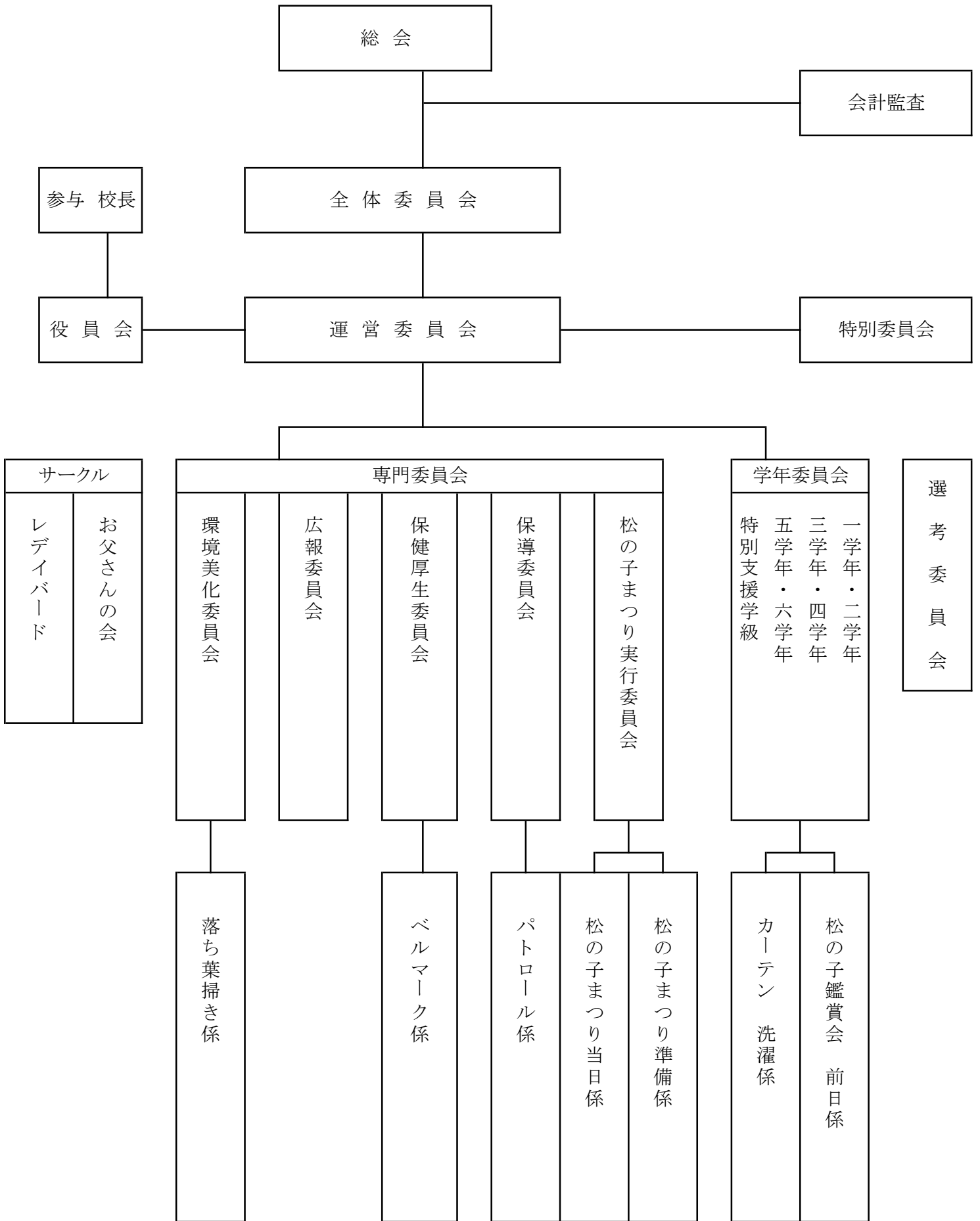
日 時 令和6年5月17日(金) 午前10時00分 開会
場 所 大砂土東小学校 第一会議室

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 P T A 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 報告・審議事項
 - (1) 令和5年度 P T A 活動報告
 - (2) 令和5年度 P T A 会計報告並びに監査報告
 - (3) 令和5年度学校給食会計報告並びに監査報告
 - (4) 令和6年度役員及び会計監査委員選出(案)
◇新運営委員紹介・挨拶
 - (5) 令和6年度 P T A 活動方針及び活動計画(案)
 - (6) P T A 会則改定について(案)
 - (7) 令和6年度 P T A 会費予算(案)
- 5 感謝決議
- 6 閉会のことば

大砂土東小学校 P T A

大砂土東小学校PTA組織図



令和5年度PTA活動報告

《本部》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大砂土東地区社会福祉協議会理事会 ・令和5年度PTA総会 ・社協総会 	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回見沼区連合会会長会 ・中間会計監査 ・さいたま市PTA協議会役員セミナー
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市PTA協議会定期総会 ・令和5年度見沼区連合会定期総会 ・第1回学校運営協議会 ・防犯ボランティア連絡会議 ・学区内各自治会長宅へ挨拶まわり ・第1回見沼区連合会正副会長会 ・松の子まつり参加団体代表委員会 ・運動会パトロール ・堀崎町自治会運動会 ・大砂土東公民館連絡会 ・蓮沼小50周年記念式典 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・松の子まつり・バザー ・松の子鑑賞会 ・給食試食会 ・学校保健委員会 ・さいたま市PTA協議会交流会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・土呂中学校区連協議会 ・令和5年度見沼区PTA連合会親善ふらば～るバレー大会 ・新設（仮）大和田小学校説明会 ・東大宮自治会納涼大会 ・社協地域福祉推進委員会 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校運営協議会 ・「ふるさと見沼」絵画展設営・撤収 ・第3回見沼区連合会会長会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・紅葉丘地区盆踊り大会 ・見沼区保護司会ミニ集会 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回見沼区連合会正副会長会 ・第4回区連会長会 ・防犯ボランティア意見交換会 ・育成会4校合同パトロール ・全Pアンケート ・レッツ・ジョイン！クリーン活動

1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・見沼区連合会校長・会長会 ・新入学児童保護者説明会 ・令和5年度学校安全ネットワークボランティア研修会 ・令和6年度学年・専門委員選出
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度保導委員委員長選出 ・令和6年度学年・専門委員選出（新2～6学年） ・第3回見沼区連合会長副会長会 ・第5回区連会長会 ・第3回学校運営協議会 ・さいたま市PTA協議会理事会 ・令和6年度各委員会三役選出
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティア連絡会議 ・本校卒業証書授与式
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校入学式 ・見沼区連合会新旧役員会 ・新旧運営委員会 ・1学年学年・専門委員選出 ・離任式
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会（4回） ・運営委員会（6回） ・全体委員会（1回）

《環境美化》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・バザーまたは資源回収美化活動の担当決め ・資源回収美化活動の手紙起案作成、印刷、配付 ・資源回収実施 ・バザー備品確認、名簿作成 ・バザー開催について本部と話し合い
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーイングボランティアと話し合い ・資源回収実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・バザー開催、係宛の手紙起案作成、印刷、配付 ・学校施設使用許可申請 ・バザー使用予定備品一覧申請 ・資源回収実施
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・資源回収美化活動の手紙起案作成、印刷、配付 ・資源回収実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー提供品受付 ・バザー開催 ・資源回収実施 ・美化活動実施（落ち葉掃き）

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・資源回収実施 ・美化活動実施（落ち葉掃き）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収美化活動の手紙起案作成、印刷、配付 ・資源回収実施 ・美化活動実施（落ち葉掃き）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施 ・令和6年度各委員会三役選出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施
備考	

《成人教育》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会情報収集 (資料集め)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・2学期開催講座についての話し合い ・講師依頼
7月	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・企画書作成 ・講師との打ち合わせ
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・講座案内文書、印刷、配付 ・講座申込み ・講座当選のお知らせ、確認文書、印刷、配付

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 (役割分担・タイムスケジュール作成) ・講師と最終打ち合わせ (参加人数確認) ・「しめ縄飾り制作体験講座」開催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者アンケートまとめ・振り返り
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・まとめ資料作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度各委員会三役選出
3月	
4月	
備考	

《広報》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり282号」編集会議 ・定例会 ・「松ぼっくり282号」取材・撮影、原稿作成
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり282号」取材・撮影、原稿作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり282号」関東図書との打ち合わせ
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり282号」関東図書との打ち合わせ
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり282号」関東図書との打ち合わせ ・「松ぼっくり282号」発行 ・「松ぼっくり283号」編集会議
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり283号」取材・撮影、原稿作成
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり283号」取材・撮影、原稿作成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり283号」取材・撮影、原稿作成
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり283号」原稿作成 ・「松ぼっくり283号」関東図書との打ち合わせ ・「令和6年度教職員紹介号」編集会議
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり283号」関東図書との打ち合わせ ・令和6年度各委員会三役選出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・「松ぼっくり283号」発行 ・「令和6年度教職員紹介号」原稿作成
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度教職員紹介号」原稿作成 ・「令和6年度教職員紹介号」関東図書との打ち合わせ ・「令和6年度教職員紹介号」5月発行
備考	

《保健厚生》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎ
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークだより配布 ・回収封筒配布 ・1学期ベルマーク回収、仕分け作業 (係宛自宅作業分の配布)
7月	
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期分集計作業
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークだより配布 ・回収封筒配布 ・学校保健委員会（希望者のみ参加）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期ベルマーク回収、仕分け作業 (係宛自宅作業分配布)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期分集計作業
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークだより配布 ・回収封筒配布
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期ベルマーク回収、仕分け作業 (係宛自宅作業分の配布) ・令和6年度各委員会三役選出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークだより配布 ・3学期分集計作業 ・ベルマーク点数より児童還元品注文
4月	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回マルエツ大和田店、砂町店のベルマーク回収 ・毎月給食用テトラパックの集計、FAX ・随時カートリッジ、テトラパックの集計、発送

《保導》

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・班名簿 作成、配付 ・引継ぎ・定例会 ・手紙 第1号・第2号 作成、配付
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・手紙 第3号～第6号 作成、配付 ・PTA総会出席（委員長） ・運営委員会（委員長） ・保導委員パトロール〈3回／人〉
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第一回防犯ボランティア連絡会議出席（委員長） ・手紙 第7号・第8号 作成、配付 ・保導委員パトロール〈3回／人〉
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・手紙 第9号 作成、配付 ・運営委員会（委員長） ・学校公開時について打合せ ・保導委員パトロール〈3回／人〉
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開時パトロール 9／2（土） ・手紙 第10号～第13号 作成、配付 ・運営委員会 ・育成会夜間パトロール協力 ・保導委員パトロール〈2回／人〉
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・手紙 第14号～第16号 作成、配付 ・令和6年度新1年生保護者に「登校班、下校班編制について」作成、配付 ・「号外パトロールだより」作成、配付 ・保導委員パトロール〈3回／人〉

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・班名簿作成に伴う印刷作業 ・手紙 第17号・第18号 作成、配付 ・保導委員パトロール〈3回／人〉
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・「令和6年度通学班名簿作成のお願い」作成、配付 ・手紙 第19号～第21号 作成、配付 ・育成会夜間パトロール協力 ・保導委員パトロール〈2回／人〉 ・新入児保護者説明会打合せ
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度通学班名簿作成 ・手紙 第22号・第23号 作成、配付 ・入学説明会協力（受付・下校班編成） ・保導委員パトロール〈3回／人〉
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度通学班名簿作成 ・手紙 第24号・第25号 作成、配付 ・令和6年度各委員会三役選出 ・保導委員パトロール〈3回／人〉
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会・茶話会 ・令和6年度班名簿作成 ・手紙 第26号～第28号 作成、配付 ・保導委員パトロール〈3回／人〉
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・手紙 第29号&「転入・転出時の連絡のしかた」作成、配付 ・令和6年度保導委員引き継ぎ
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・通学班転出入の編成・管理 ・パトロールだよりを各自治会に届ける ・パトロール係、全Pの実施報告取りまとめ

《松の子まつり実行委員会》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画書作成 ・定例会 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎ資料作成 ・定例会 ・PTA倉庫整理
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回松の子まつり参加団体代表委員会資料作成 ・第1回松の子まつり参加団体代表委員会開催 ・パスポート作成 ・学校施設使用許可申請書の作成 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・発行書類の振り返り (書記・委員長・担当副会長)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート作成 ・パスポート集計係振り分け及び手紙の作成／配付 ・第2回松の子まつり参加団体代表委員会 ・定例会 ・松の子まつりゲームリハーサル、資料作成及び安全管理マニュアル作成 ・第2回松の子まつり参加団体代表委員会書面開催→配付は9月 ・松の子まつり開催のご案内配付 ・先生へへのお願い配付 	1月	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・当日係名簿作成 ・景品等デザイン作成 ・当日係お手紙作成 ・パスポート販売のお手紙作成、配付 ・まつり当日のマニュアル作成 前日、当日スケジュール作成 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度各委員会三役選出
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・当日係お手紙印刷・配付 ・先生へ当日についてのお願いのお手紙配付 ・パスポート集計準備 ・パスポート集計2回 ・ご近所への松の子まつり開催のお手紙作成配付 ・当日まつり放送台本作成、共有 	3月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・ライン引き ・前日準備 ・松の子まつり当日 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度各団体担当者名簿作成 ・企画会議 (三役顔合わせ、引き継ぎ)
		備考	

《学年》

	全学年委員	卒業準備委員会（6学年委員）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会2回（LINE含む） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会1回 ・全体委員会、PTA総会議長選出 ・給食試食会について話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会1回 役割分担決め、児童記念品の内容検討
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・先生記念品検討 （以降LINEと定例会にて継続して話し合い）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会について打合せ ・給食試食会お誘いの手紙作成、印刷、配付 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会について打合せ ・給食試食会当選者への手紙作成、印刷、配付 ・栄養教諭へビデオレター依頼、録画立会い ・給食試食会配付用の冊子、アンケート印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会1回 記念品の選定、サンプル依頼、卒業準備金打合せ
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会開催 ・給食試食会アンケート集計、反省会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会1回 卒業準備金集金の打合せ、記念品と先生への色紙等検討
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業準備委員会の集金作業お手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会2回 卒業準備金集金の手紙作成、印刷、配付 記念品と先生への色紙等検討、見積り確認 ・卒業準備金の集金、集計（2回）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・レッツ・ジョイン！クリーン活動準備、参加 ・4校合同パトロール参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品最終見積りと発注
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン洗濯係への手紙作成、印刷、配付 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会2回 メッセージカード・手紙印刷、配付、回収、色紙制作、卒業式飾り付け検討
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度各委員会三役選出 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 色紙制作
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・全体委員会での議事進行 ・卒業式当日お手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・色紙制作 ・記念品納品、袋詰め ・卒業式準備、前日飾り付け
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新1学年委員係決めの司会、進行 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度PTA総会での議事進行 	

《本部》

本年度も大砂土東小PTA活動へ皆様方からは多大なご支援とご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

かつて経験したことのないコロナ禍という過酷な時を経て、学校生活も徐々に穏やかな時を取り戻してまいりました。PTA本部では、学校・地域との連携や意見交換、各委員会活動のサポート、また10月には松の子鑑賞会の実施など本年度も様々な活動を実行してまいりました。

一年を通し特に重きを置き取り組んできたことは、現状の活動見直しです。保護者の皆様には、過度な責務にとらわれず、できる範囲で活動に参加していただけるよう、本年度も活動の簡略化、ICT化について検討を重ねてまいりました。令和6年度より導入いたします『がくぷり』もそのひとつです。学校、PTAからのお便りをアプリで保護者の皆様にお届けする配信システムで、児童数の多い本校では先生方、PTA双方においてかなりの作業負担軽減、ペーパーレス化による印刷コスト削減が期待できます。

「やらなきゃいけない」から「やってよかった」と思える活動に、改善への取り組みには役員同士のつながりだけでなく、先生方や地域の皆様との連携、そして保護者の皆様お一人おひとりのご意見が推進力となっております。今後とも大砂土東小PTAへご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。一年間ありがとうございました。

《環境美化》

8月を除く毎月第3土曜日に資源回収を行い、松の子まつりではバザーの企画・開催をいたしました。感染症対策を行いながら、試行錯誤の中での開催でしたが、多く子どもたちに楽しんでもらい、収益の還元を行うことが出来ました。また、今年度から落ち葉掃き清掃も行い、学校環境の整備につながる活動になったと思います。1年間ありがとうございました。

《成人教育》

11月に「しめ縄制作体験講座」を開催しました。参加者同士で親睦を深めながら終始会話の弾む貴重なコミュニケーションの場となり、できあがったしめ縄は親子でお正月飾りについて学ぶきっかけとしてお役立ていただきました。令和6年度より活動休止の予定となりますが、これまでご協力いただきました先生方や保護者の皆様ありがとうございました。

《広報》

広報紙、松ぼっくり 282号・283号・令和6年度教職員紹介号外号を発行しました。282号・283号は、児童、保護者に楽しんで読んでもらえるよう写真の掲載を増やし、フルカラーで作成しました。撮影・取材・原稿作り・配布作業を広報委員全員で協力して行い、和気あいあいと楽しく活動することができました。先生方はじめPTA本部、各委員会の皆さま、ご協力していただき本当にありがとうございました。

《保健厚生》

今年度も計3回ベルマークを回収し、仕分け、集計作業を行いました。ブックレール、書籍を約20万点分購入し学校に寄贈、また、緊急友愛援助として1万点を能登半島地震支援のために寄付いたしました。集票累計点数が1000万点を超え、財団より感謝状をいただくなど歴史の重みも感じられた1年でした。保護者の皆様、地域の皆様のご協力に感謝いたします。

《保導》

令和5年度から活動方法が大幅に変わり、日時の制約を設けなかったことでたくさんの保護者の皆さまにパトロールをしていただくことができました。また防犯ボランティアの皆さまや先生方が見守って下さるおかげで安心して登下校することができたと思います。お忙しい中、暑い日も寒い日も大雨の日も…子どもたちの安全を守るためにご協力をいただきありがとうございました。

《松の子まつり実行委員会》

令和5年10月21日(土)松の子まつりを開催いたしました。松の子まつり実行委員会は当日へ向け主に5月～10月の期間、集中して活動いたしました。委員全員が協力し、前向きに活動、本部担当副会長の多大なるお力添えもあり、無事当日を迎えられました。まつり当日は約1100名の参加があり、子どもたちの笑顔を見ることができました。ご協力いただいたみなさま、誠にありがとうございました。

《学年》

令和5年度の主な活動は、10月11日に給食試食会を開催しました。今年度は70名参加し、児童配膳の見学や、渡邊栄養教諭からのビデオレターを翌年度以降も使えるよう作成し放映するなど、コロナ自粛前の活動を再開することができました。新体制となり、委員数も減少し不安なスタートではありましたが、全学年が協力し合い無事に活動することができました。1年間ありがとうございました。

《卒業準備委員会》

卒業生への記念品と式当日に渡す花束の選定や担任の先生方へのプレゼント（児童と同じ記念品や色紙）等を用意しました。また、卒業式会場を前日に飾り付けをし、入学式まで使用してもらえるよう工夫しました。先生方へのプレゼント代集金や児童からのメッセージカード回収の際には6学年保護者の皆さまにもご協力いただき、滞りなく卒業式も迎えられて感謝しております。ありがとうございました。

令和5年度PTA会費決算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

さいたま市立大砂土東小学校PTA

〔収入〕

(単位:円)

科目	本年度予算額	現行予算額	実収入	差引	備考
1. 会費	3,154,200	3,154,200	3,559,500	405,300	PTA会費 ※1
2. 雑収入	0	0	1,188	1,188	利息・保護者証再発行代・お祝い金
3. 前年度繰越金	3,006,898	3,006,898	3,006,898	0	令和4年度までの繰越累計
4. さいたま市地域防犯活動助成金	0	0	27,400	27,400	防犯活動による助成金
合計	6,161,098	6,161,098	6,594,986	433,888	

※会員数を751人(家庭数分702人、職員分49人)1人当たり1ヶ月350円を得るものとして算出

〔支出〕

科目	本年度予算額	現行予算額	実支出	差引	備考	
一般総務費	1. 事務費	1,100,000	1,100,000	587,426	512,574	事務用品・消耗品・整備費・備品代(事務機器積立金含む)他
	2. 会議費	80,000	80,000	49,497	30,503	会議諸費用他
	3. 渉外費	30,000	30,000	18,000	12,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	780,000	780,000	723,962	56,038	卒業生への記念品・卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	10,000	40,000	会員への慶弔弔慰金
	6. 負担費	250,000	250,000	165,877	84,123	PTA活動総合補償制度保険料・市P協会費等
	7. 旅費	20,000	20,000	2,900	17,100	出張交通費
	8. 表彰費	90,000	90,000	51,260	38,740	表彰・記念品代
	9. 総会費	20,000	20,000	7,753	12,247	総会・歓送迎会諸費用他
	10. 研修費	10,000	10,000	0	10,000	研修補助費・講習会補助費他
	11. サークル助成費	20,000	20,000	20,000	0	レディバード・お父さんの会
	12. 通信費	70,000	70,000	47,256	22,744	
計	2,520,000	2,520,000	1,683,931	836,069		
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	10,000	10,000	3,196	6,804	資源回収時経費他
	2. 成人教育委員会費	48,000	48,000	33,819	14,181	講演会・講習会経費他
	3. 広報委員会費	344,000	344,000	276,575	67,425	広報紙印刷代・写真代・郵送代他
	4. 保健厚生委員会費	27,000	27,000	14,647	12,353	ベルマーク集計時経費他
	5. 保導委員会費	120,000	120,000	100,000	20,000	全Pパトロール経費・防犯活動積立金他
	6. 学年委員会費	10,000	10,000	0	10,000	学年委員会活動費
	7. 選考委員会費	13,000	13,000	130	12,870	選考委員会活動費
	8-1. 松の子まつり実行委員会費	10,000	10,000	10,000	0	松の子まつり準備費(10,000円特別会計へ)
	8-2. 松の子まつり実行委員会費	400,000	400,000	400,000	0	松の子鑑賞会(400,000円特別会計へ)
計	982,000	982,000	838,367	143,633		
学校後援費	1. 教育振興費	250,000	250,000	177,477	72,523	各種教材・パソコンインク代・安全対策費他
	2. 行事補助費	180,000	180,000	139,440	40,560	行事補助費用
	3. 整備費	150,000	150,000	91,410	58,590	校舎内外整備費用
	4. 動物飼育・植物栽培費	60,000	60,000	0	60,000	餌・種・苗代等
	5. 安全衛生費	60,000	60,000	58,895	1,105	薬品保健室用品等
	6. 渉外費	30,000	30,000	26,502	3,498	防犯ボランティア茶菓子代等
	7. ボランティア活動補助費	6,000	6,000	6,000	0	図書ボランティア・ソーイングボランティア活動(各3,000円)
	8. 雑費	14,000	14,000	0	14,000	
計	750,000	750,000	499,724	250,276		
予備費	1,909,098	1,909,098	490,550	1,418,548		
合計	6,161,098	6,161,098	3,512,572	2,648,526		

実収入 実支出 残高
6,594,986 3,512,572 3,082,414

※予備費より周年行事口座へ積立(特別会計へ)、モバイルマグネットスクリーン購入

令和5年度 特別会計収支決算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	1,040,198	団体資源回収運動補助金(児童分)	18,000
防犯活動積立金	100,000	オリジナル腕章	308,000
事務機器積立金	100,000	(腕章の振込手数料)	770
団体資源回収運動補助金1月～4月	5,050	団体資源回収運動補助金より周年行事積立定期への振替	90,000
団体資源回収運動補助金5月～7月	7,800	オリジナル腕章追加分	52,800
団体資源回収運動補助金9月～12月	15,960	オリジナル腕章振込手数料	770
団体資源回収運動補助金	75,300		
		支払額	470,340
利息	8	残高	873,976
合計	1,344,316	合計	1,344,316

*平成23年度より防犯活動積立金10万円。現在の積立金総額は17万9千930円。

*平成25年度より事務機器積立金10万円。現在の積立金総額は46万6千900円。

令和5年度 周年行事積立定期積立状況

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
令和3年度までの積立金	2,289,056		
松の子まつり口座より積立	19,722		
特別会計口座より積立	90,000		
一般会計予備費より積立	300,000		
利息	43	残高	2,698,821
合計	2,698,821	合計	2,698,821

令和5年度 松の子みどり基金収支決算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
令和4年度までの積立金	519,958	こも代(3枚)	1,650
松の子まつり・バザーより積立	30,000		
		支払額	1,650
利息	4	残高	548,312
合計	549,962	合計	548,312

令和5年度 ベルマーク収支状況決算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:点)

収 入		支 出	
項 目	点数	項 目	点数
前年度繰越点数	321,878	ベルマーク点数児童還元 ストップウォッチ	49,050
ウェブベルマーク支援金	38	ベルマーク点数児童還元 書籍・ブックレール	38,259
前年度(令和4年度)集計分	62,562	ベルマーク点数児童還元 防滴メガホン	131,519
ウェブベルマーク支援金	19		
1学期 集計分	56,473	支払点数	218,828
2学期 集計分	71,114	残高	293,256
合計	512,084	合計	512,084

令和5年度 松の子まつり収支決算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	1,166,217	まつり経費(仕入れ含む)	207,120
まつり準備金	10,000	バザー経費	19,053
まつり総売上	232,250	松の子鑑賞会経費	8,310
バザー総売上	145,005	松の子鑑賞会	400,000
松の子鑑賞会費	400,000	松の子みどり基金へ	30,000
その他収入	700	周年行事積立口座へ振替	19,722
		松の子バザー収益還元	114,000
		振込手数料	550
		支払額	798,755
利息	12	残高	1,155,429
合計	1,954,184	合計	1,954,184

令和5年度 学校給食会計決算報告書

R5年度

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	190,760	主食代	10,911,892
児童給食費	59,708,145	牛乳代	12,546,111
教職員等給食費	3,934,041	食材料費	40,518,764
保存食代	108,252	その他	0
廃油回収代	35,550		
雑収入(預金利子)	19		
合 計	63,976,767	合 計	63,976,767

次年度への繰越金

0 円

令和6年度PTA活動方針(案)

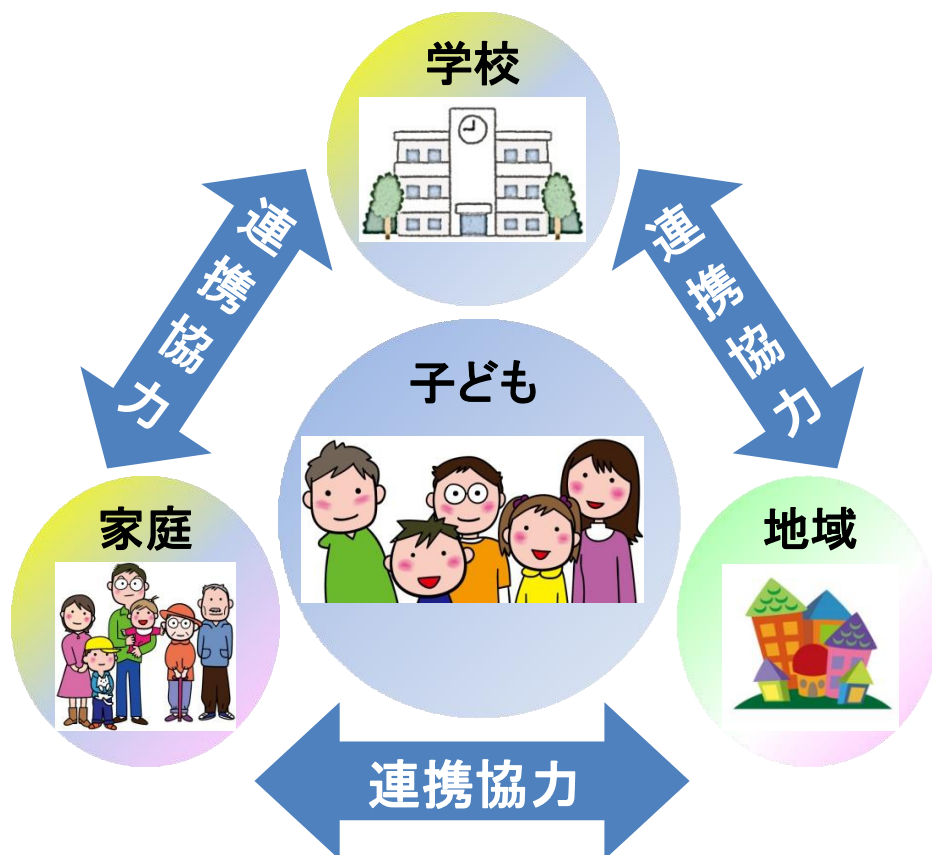
基本活動方針

心ひとつに力を合わせて
子どもたちの未来を創ろう

★大砂土東小学校コミュニティの形成
(子どもをとりまく 学校・家庭・地域のネットワーク作り)

主な活動内容

- ①よりよい教育環境づくりへ、PTAだからこそできる支援
- ②子どもたちの心身の安全・安心の確保への連携協力
- ③学校の教育活動、行事、諸活動への協力及び参加



PTA活動は皆さんのご協力により成り立っております。
本校PTAでは、保護者の方へ児童1人に対し、在学6年間の在学中に委員活動1年を目安としてご協力を呼び掛けております。
委員に就任しない年度は、1家庭に1回(3時間程度)の係活動をお願いしております。

令和6年度 活動計画（案）

PTA本部

- ・ 総会の開催
- ・ 役員会、運営委員会、全体委員会の開催
- ・ 複数の委員会に係わる事業の調整
- ・ 各自治会、公民館の諸行事への参加、協力
- ・ 各種団体、講演会などへの出席
- ・ 近隣校の協議会及び諸行事への出席
- ・ 青少年育成 大砂土東地区会の運営協力
- ・ 市P協「PTA活動総合補償制度」の運用
- ・ PTA会費、特別会計の収支、管理
- ・ 『運営委員会だより』の配信
- ・ その他関連事項

環境美化委員会

- ・ 資源回収
- ・ 団体資源回収運動補助金の還元
- ・ 落ち葉掃き
- ・ レッツ・ジョイン！クリーン活動

成人教育委員会(休止)

- ・ 令和6年度活動休止

広報委員会

- ・ 広報紙『松ぼっくり』発行
- ・ 各種PTA活動資料写真等の撮影協力
- ・ その他 広報活動

ベルマーク委員会

- ・ ベルマーク収集とその収益の還元

安全パトロール委員会

- ・ 全Pパトロールの実施
- ・ 『パトロールだより』の発行
- ・ 登校班編制管理
- ・ パトロール系の調整
- ・ 交通安全母の会 会員協力

松の子まつり実行委員会

- ・ 『松の子まつり』の企画と開催
- ・ 『松の子まつり』の収益の還元(児童及び学校)

学年委員会

- ・ 学年内のとりまとめ
- ・ 学校行事などの手伝い
- ・ 給食試食会の実施
- ・ 委員、係決めの司会・進行(新1年)
- ・ 学校保健委員会 出席と手伝い
- ・ 各種講演会への参加
- ・ 各種パトロールへの参加
- ・ 松の子鑑賞会の企画と開催
- ・ カーテン洗濯係へのお手紙作成

会則改定について

以下の会則につき、現状の活動内容に鑑み令和6年3月8日全体委員会にて変更を提案、承認されました。

<旧>	<新>
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>【名称および事務局】 第1条 この会はさいたま市立大砂土東小学校PTA(以下単に大砂土東小PTAという)という。事務局は同校内(〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地、電話代048-684-8003)におく。</p> <p>【活 動】 第 3 条 5. <u>その他</u>、この会の目的達成に必要な事項を行</p> <p>第 4 章 役員、会計監査委員および委員【役員、会計監査委員および委員】</p> <p>第 7 条 この会の役員、会計監査委員及び委員は次のとおりとする。</p> <p>1. 役員</p> <p>① 会 長 1 名 (P1) ② 副 会 長 若干名 (T2 を含む) ③ 書 記 3 名 (P2. T1) ④ 会 計 3 名 (P2. T1) ⑤ 会計補佐 1 名 (T1) ⑥ 参 与 1 名 (校長)</p> <p>2. 会計監査委員 3 名 (P3)</p> <p>3. 委員 各学級、学年委員・専門委員若干名 (※但し 5, 6 年生においては学年全体で専門委員の選出を行う。)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 機 関</p> <p>【総 会】 第 12 条 総会はこの会の最高決議機関であって、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。ただし会長が必要と認めるとき、または会員の 1/3 以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。</p> <p>1. 会則の制定及び改廃 2. 予算及び決算 3. 活動の方針と報告 4. その他の重要事項</p> <p>【全体委員会】 第13条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び委員で構成し必要に応じて会長が招集し次のことを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>【名称および事務局】 第1条 この会はさいたま市立大砂土東小学校PTA(以下大砂土東小PTAと記する)という。事務局は同校内(〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地、電話代048-684-8003)におく。</p> <p>【活 動】 第 3 条 5. この会の目的達成に必要な事項を行う。</p> <p>第 4 章 役員、会計監査委員および委員【役員、会計監査委員および委員】</p> <p>第 7 条 この会の役員、会計監査委員及び委員は次のとおりとする。</p> <p>1. 役員</p> <p>① 会 長 1 名 (P1) ② 副 会 長 若干名 (T2 を含む) ③ 書 記 2 名 (P2) ④ 会 計 3 名 (P2. T1) ⑤ 会計補佐 1 名 (T1) ⑥ 参 与 1 名 (校長)</p> <p>2. 会計監査委員 3 名 (P3)</p> <p>3. 委員 学年委員・専門委員若干名 (※但し 5, 6 年生においては学年全体で専門委員の選出を行う。)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 機 関</p> <p>【総 会】 第 12 条 総会はこの会の最高決議機関であって、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。ただし会長が必要と認めるとき、または会員の 1/3 以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。また、総会の開催方式は対面参集に加え、<u>書面、オンラインを認める。方式の選択については、総会前年度の全体委員会での討議事項とし、会長はこの採決の結果に従って会員を招集する。</u> <u>毎年度初めの定期総会においては、次のことを行う。</u></p> <p>1. 会則の制定及び改廃 2. 予算及び決算 3. 活動の方針と報告 4. その他の重要事項</p> <p>【全体委員会】 第13条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び委員で構成し必要に応じて会長が招集し次のことを行う。また、<u>全体委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを</u></p>

1. 特別な総会議案の事前審議、承認
2. 総会より付託された重要事項の審議、決定
3. その他緊急を要する重要事項の審議、決定

【運営委員会】

第 14 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し会長が招集し次のことを行う。

1. 総会の決議及び全体委員会の審議に基づく会務の処理
2. 活動方針及び予算の立案
3. 定例的な総会議案の事前審議、承認
4. 専門委員会、学年委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. その他必要事項の処理

【役員会】

第 15 条 役員会は役員で構成し、会長が招集して次のことを行う。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第 16 条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。各委員会は必要に応じて係を設けることが出来る。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 成人教育委員会
 - ①会員の研修及び文化活動に関する事項
 - ②その他必要事項
3. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
4. 保健厚生委員会
 - ①会員及び児童の保健衛生に関する事項
 - ②ベルマークに関する活動
 - ③その他必要事項
5. 保導委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
6. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項

認める。

1. 特別な総会議案の事前審議、承認
2. 総会より付託された重要事項の審議、決定
3. その他緊急を要する重要事項の審議、決定

【運営委員会】

第 14 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 総会の決議及び全体委員会の審議に基づく会務の処理
2. 活動方針及び予算の立案
3. 定例的な総会議案の事前審議、承認
4. 専門委員会、学年委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. その他必要事項の処理

【役員会】

第 15 条 役員会は役員で構成し、会長が招集し、次のことを行う。また、役員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第 16 条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。各委員会は必要に応じて係を設けることが出来る。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 成人教育委員会
 - ①会員の研修及び文化活動に関する事項
 - ②その他必要事項
3. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
4. ベルマーク委員会
 - ①会員及び児童の保健衛生に関する事項
 - ②ベルマークに関する活動
 - ③その他必要事項
5. 安全パトロール委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
6. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項

②松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第 17 条 学年委員会は学年等ごとに学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集して次のことを行う。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. 教員と学年委員との懇談会の開催
4. その他必要事項

第 7 章 会 計

【財 源】

第 22 条 この会の運営費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

【学年委員会】

第 17 条 学年委員会は学年ごとに選出される学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集し、次のことを行う。また学年委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. ~~教員と学年委員との懇談会の開催~~
4. その他必要事項

第 7 章 会 計

【財 源】

第 22 条 この会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

さいたま市立大砂土東小学校PTA会則（案）

第1章 総 則

【名称および事務局】

第1条 この会はさいたま市立大砂土東小学校PTA(以下大砂土東小PTAと記する)という。
事務局は同校内(〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地、電話代048-684-8003)におく。

【目 的】

第2条 この会は本校教育目標実現のために保護者と職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

【活 動】

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 保護者と職員は児童の成長の導きとなるよう努める。
2. 家庭と学校とが緊密な連携を図り、児童の生活を指導する。
3. 児童の学習環境ならびに生活環境の整備に努める。
4. 会員及び児童の体位向上と健康の増進を図る。
5. この会の目的達成に必要な事項を行う。

第2章 活動指針

【活動要項】

第4条 この会は教育を本旨とし活動する民主的かつ自主的な団体として、次の活動要項を基調とする。

1. 学級、学年、地域での話し合いをもとに、会員相互の理解、親睦を深め、会員の総意を結集し活動する。
2. この会の自主性を重んずるとともに、児童の教育ならびに社会福祉のために活動する他の団体及び機関とも協力を図る。
3. 特定の政治団体や宗教団体に属する活動、及び営利を目的とする活動は行わない。
4. この会の目的及び活動の利益を阻害するいかなる選挙活動ならびに、これに類似する一切の活動は行わない。
5. この会は児童の教育に関し、学校や教育委員会に意見や要望を述べるとともに、学校運営への参画と協力を努める。
6. 学校の人事及び経営管理等に干渉しない。

第3章 会 員

【会員資格と権利、義務】

第5条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはこれに準ずる者と職員とし、すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。

【学校長の挙用】

第6条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。

第4章 役員、会計監査委員および委員

【役員、会計監査委員および委員】

第7条 この会の役員、会計監査委員及び委員は次のとおりとする。

1. 役 員
 - ① 会 長 1名 (P1)
 - ② 副 会 長 若干名 (T2を含む)
 - ③ 書 記 2名 (P2)
 - ④ 会 計 3名 (P2. T1)

- ⑤ 会計補佐 1名 (T1)
- ⑥ 参 与 1名 (校長)
- 2. 会計監査委員 3名 (P3)
- 3. 委 員
学年委員・専門委員若干名

【役員、会計監査委員及び委員の任務】

第8条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3. 書記は会務を処理する。
- 4. 会計は会計事務にあたる。
- 5. 会計監査委員は会計処理に関し監査する。
- 6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たり、専門委員は各々の専門活動に当たる。
- 7. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。

【役員、会計監査委員及び委員の選出】

第9条 役員、会計監査委員及び委員の選出は選考規定による。

【役員、会計監査委員及び委員の任期】

第10条 役員、会計監査委員及び委員の任期は総会から次年度の総会までとし再任を妨げない。尚、欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 機 関

【機関の種類】

第11条 この会に次の機関をおく。

- 1. 総 会
- 2. 全体委員会
- 3. 運営委員会
- 4. 役 員 会
- 5. 専門委員会
- 6. 学年委員会

【総 会】

第12条 総会はこの会の最高決議機関であって、**毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。ただし会長が必要と認めたととき、または会員の1/3以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。また、総会の開催方式は対面参集に加え、書面、オンラインを認める。方式の選択については、総会前年度の全体委員会での討議事項とし、会長はこの採決の結果に従って会員を招集する。**

毎年度初めの定期総会においては、次のことを行う。

- 1. 会則の制定及び改廃
- 2. 予算及び決算
- 3. 活動の方針と報告
- 4. その他の重要事項

【全体委員会】

第13条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び委員で構成し必要に応じて会長が招集し次のことを行う。**また、全体委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。**

- 1. 特別な総会議案の事前審議、承認
- 2. 総会より付託された重要事項の審議、決定
- 3. その他緊急を要する重要事項の審議、決定

【運営委員会】

第14条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し会長が招集し次のことを行う。**また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンライン**

を認める。

1. 総会の決議及び全体委員会の審議に基づく会務の処理
2. 活動方針及び予算の立案
3. 定例的な総会議案の事前審議、承認
4. 専門委員会、学年委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. その他必要事項の処理

【役員会】

第 15 条 役員会は役員で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、役員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第 16 条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。各委員会は必要に応じて係を設けることが出来る。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 成人教育委員会
 - ①会員の研修及び文化活動に関する事項
 - ②その他必要事項
3. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
4. ベルマーク委員会
 - ①ベルマークに関する活動
 - ②その他必要事項
5. 安全パトロール委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
6. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第 17 条 学年委員会は学年ごとに選出される学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集し次のことを行う。また学年委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. その他必要事項

【特別委員会】

第 18 条 この会の運営に関し、特別な事項について必要があるときは運営委員会の決定にて特別委員会を設けることができる。

第 6 章 会議の定足数と議長

【総会の定足数と議長】

第 19 条 総会の定足数は提出された議決権行使書を含め会員の 1/2 以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決める。議長は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く構成員の互選とする。

【全体委員会の定足数と議長】

第20条 全体委員会の定足数は提出された議決権行使書を含め構成員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。議長は役員を除く構成員の互選とする。

【運営委員会の定足数と議長】

第21条 運営委員会の定足数は構成員の1/2以上とし、議決は出席者の過半数の同意による。議長は招集者がこれにあたる。

第7章 会 計

【財 源】

第22条 この会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

【会 費】

第23条 会費は一世帯当たり年額4,200円とし、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)各2,100円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を役員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会費については、年額2,800円とする。

【会計規則、慶弔規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】

第24条 この会の会計規則、慶弔規定、旅費規定・サークル助成規定および表彰規定は別に定める。

【会計責任】

第25条 この会の会計について運営委員会の連帯責任とする。

【会計年度】

第26条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 その他

【個人情報取扱】

第27条 この会の個人情報取扱規則は別に定める。

附 則 1. この会則の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 昭和37年 5月20日施行 昭和39年 3月15日改定 昭和41年 4月17日改定
昭和42年 3月26日改定 昭和46年 5月23日改定 昭和52年 2月17日改定
昭和54年 4月11日改定 昭和62年 4月28日改定 昭和62年12月 7日改定
平成 1年 4月28日改定 平成 4年 4月24日改定 平成 7年 4月28日改定
平成 8年 3月25日改定 平成 9年 5月 2日改定 平成10年 5月 1日改定
平成11年 4月30日改定 平成14年 5月 2日改定 平成17年 5月 6日改定
平成21年12月18日改定 平成24年 5月11日改定 平成25年 5月10日改定
平成26年 5月 9日改定 平成27年 5月 8日改定 平成29年 5月12日改定
平成30年 5月11日改定 令和 2年 7月31日改定 令和 4年 5月13日改定
令和 6年 3月 8日改定

規則・規定改定について

以下の規則・規定につき、現状の活動内容に鑑み令和6年3月8日全体委員会にて変更を提案、承認されました。

<旧>

特別会計規定

第2条 特別会計はP T A会費外の収入および会費からの支出金を原資とし、複数年度にわたる活動資金とする。

2. 支出

(1) 資源回収手数料（支出にあたっては、運営委員会の承認を要する。）

(2) 児童リサイクル活動補助金

(3) 周年行事積立

(4) 他団体と共同で行う環境美化活動費

(5) 防犯活動備品購入費（腕章、手旗等購入時は運営委員会の承認を要する。）

(6) 事務機器更新にかかる経費（更新にあたっては、内容、金額について運営委員会の承認を要する。）

(7) 児童及び学校への還元（還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。）

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資

(1) 松の子まつりバザー収益金

(2) その他（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）

第6条 松の子まつり特別会計は松の子まつり収益金および会費からの支出金を原資とし、松の子まつりの開催、松の子鑑賞会の開催および児童・学校への還元を行う。

1. 原資

(1) 松の子まつり収益金

(2) 松の子まつり開催補助金（P T A一般会計委員会活動費）

(3) 松の子鑑賞会開催補助金（P T A一般会計委員会活動費）

(4) その他（資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。）

2. 支出

(1) 松の子まつり開催にかかる経費（予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。）

<新>

特別会計規定

第2条 特別会計はP T A会費外の収入および会費からの支出金を原資とし、複数年度にわたる活動資金とする。

2. 支出

(1) 資源回収手数料（支出にあたっては、運営委員会の承認を要する。）

(2) 児童リサイクル活動補助金

(3) 周年行事積立

~~(4) 他団体と共同で行う環境美化活動費~~

(5) 防犯活動備品購入費（腕章、手旗等購入時は運営委員会の承認を要する。）

(6) 事務機器更新にかかる経費（更新にあたっては、内容、金額について運営委員会の承認を要する。）

(7) 児童及び学校への還元（還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。）

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資

(1) 松の子まつり収益金

(2) その他（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）

第6条 松の子まつり特別会計は松の子まつり収益金および会費からの支出金を原資とし、松の子まつりの開催および児童・学校への還元を行う。

1. 原資

(1) 松の子まつり収益金

(2) 松の子まつり開催補助金（P T A一般会計委員会活動費）

~~(3) 松の子鑑賞会開催補助金（P T A一般会計委員会活動費）~~

(4) その他（資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。）

2. 支出

(1) 松の子まつり開催にかかる経費（予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。）

~~(2) 松の子鑑賞会にかかる経費（予算を含~~

(2) 松の子鑑賞会にかかる経費（予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。）

(3) 児童・学校への還元（還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。）

めた実施計画について運営委員会の承認を要する。）

(3) 児童・学校への還元（還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。）

慶弔規定
第1条 この会の会則第24条の慶弔規定についてはこの規定による。

種 別	該 当 者	金額、その他
結 婚、出 産	職 員	5,000 円
死 亡	児 童 の 保 護 者 児 童・職 員	5,000 円および献花 (献花は児童が会葬時のみとしその本数)
火事見舞	全 会 員	5,000 円
病気見舞	児 童・職 員	連続 1 カ月以上の入院 5,000 円
PTA活動中の事故	全 会 員・児 童	さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による
会員および児童以外の慶祝弔慰	PTAに 関 わる関係 者	役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす

慶弔規定
第1条 この会の会則第24条の慶弔規定についてはこの規定による。

種 別	該 当 者	金額、その他
結 婚、出 産	職 員	5,000 円
死 亡	児 童 の 保 護 者 児 童・職 員	5,000 円および献花 (献花は児童が会葬時のみとしその本数)
火事見舞	全 会 員	5,000 円
傷 病 見 舞	児 童・職 員	連続1カ月以上の入院 5,000 円
PTA活動中の事故	全 会 員・児 童	さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による
会員および児童以外の慶祝弔慰	PTAに 関 わる関係 者	役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす

第2条 その他必要と認められる慶弔の場合には役員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。

第3条 一切の返礼行為はおこなわない。

第2条 その他必要と認められる慶弔の場合には役員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。

第3条 一切の返礼行為はおこなわない。

選考規定
第1条 この会の会則第9条の役員、会計監査委員および委員の選出はこの規定による。
第2条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。
第3条 選考委員会は、6年生を除く各学年から1名で構成し、正副委員長は互選とする。
第4条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

選考規定
第1条 この会の会則第9条の役員、会計監査委員および委員の選出はこの規定による。
第2条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。
第3条 選考委員会は、6年生を除く各学年から1名で構成することを原則とし、正副委員長は互選とする。
第4条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

個人情報取扱規則
第1条 さいたま市立大砂土東小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員

個人情報取扱規則
第1条 さいたま市立大砂土東小学校PTA(以下、「PTA」と記する。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会

名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

さいたま市立大砂土東小学校PTA規則・規定

会 計 規 則

- 第1条 この会の会則第24条に基づく会計に関する処理及び会計監査についてはこの規則による。
- 第2条 次の場合は全体委員会の審議了承を得なければならない。
1. 予算の各項を流用するとき。
 2. 予備費より支出するとき。
 3. 特別な活動に要する特別会計を設けるとき。
- 第3条 予算の項目を流用するときは運営委員会の審議了承を得なければならない。
- 第4条 会計は年度の会計報告書を作成し、運営委員会の審議を経て総会に報告する。
- 第5条 会計は次の帳簿を記帳し保管する。
- | | | |
|----------|-------------|------------|
| 1.会費徴収簿 | 2.収支状況経過報告書 | 3.金銭出納簿 |
| 4.証ひょう書類 | 5.備品台帳 | 6.その他必要な帳簿 |
- 第6条 会計監査委員は毎年前期と後期の2回会計監査を実施しなければならない。
- 第7条 会計監査委員は次の事項について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
1. 予算の運用及びその適否
 2. 収入及び支出の適否
 3. 帳簿、及び証ひょう書類の適否
 4. 備品管理の適否
 5. 現金の確認
 6. その他必要と認める事項
- 第8条 各帳簿、証ひょう書類及び会計報告書は年度別に整理し5年間これを保存しなければならない。
- 附 則 1. この規則の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。
2. 昭和37年5月20日施行 昭和39年3月15日改定 昭和52年2月17日改定
平成7年4月28日改定 平成13年5月2日改定 平成21年12月18日改定

特 別 会 計 規 定

- 第1条 この会の会計規則第2条の3にて設けられた会計はこの規定により運用する。
- 第2条 特別会計はPTA会費外の収入および会費からの支出金を原資とし、複数年度にわたる活動資金とする。
1. 原資 (拠出元)
 - (1) 団体資源回収運動補助金 (さいたま市)
 - (2) レッツ・ジョイン! クリーン活動助成金 (青少年育成大砂土東地区会)
 - (3) 防犯活動積立金 (PTA一般会計)
 - (4) 事務機器積立金 (PTA一般会計)
 2. 支出
 - (1) 資源回収手数料 (支出にあたっては、運営委員会の承認を要する。)
 - (2) 児童リサイクル活動補助金
 - (3) 周年行事積立
 - (4) 防犯活動備品購入費 (腕章、手旗等。購入時は運営委員会の承認を要する。)
 - (5) 事務機器更新にかかる経費 (更新にあたっては、内容、金額について運営委員会の承認を要する。)
 - (6) 児童及び学校への還元 (還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)
- 第3条 周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

1. 原資
 - (1) 特別会計からの拠出金
 - (2) 周年行事剰余金
 - (3) 一般会計予備費からの拠出金(資金の受け入れについて、全体委員会の承認を要する。)
 - (4) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)
2. 支出
 - (1) 周年行事活動費(活動にあたっては、周年行事特別会計を設け、活動内容について全体委員会の承認を要する。)
 - (2) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資
 - (1) 松の子まつり収益金
 - (2) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)

2. 支出
 - (1) 保全活動用品
 - (2) 樹木の植え付け(高額な樹木の植え付けは全体委員会の承認を要する。)

第5条 ベルマーク特別会計はベルマーク収集点数を原資とし、児童、学校への還元を行う。

1. 原資
 - (1) ベルマーク収集点数
2. 支出
 - (1) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第6条 松の子まつり特別会計は松の子まつり収益金および会費からの支出金を原資とし、松の子まつりの開催および児童・学校への還元を行う。

1. 原資
 - (1) 松の子まつり収益金
 - (2) 松の子まつり開催補助金(P T A一般会計委員会活動費)
 - (3) その他(資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。)
2. 支出
 - (1) 松の子まつり開催にかかる経費(予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。)
 - (2) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第7条 新たに特別会計を設けた場合、本規定を見直すこととする。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 平成24年5月11日施行 平成25年3月8日改定 平成26年3月12日改定 令和5年3月6日改定
令和6年3月8日改定

慶 弔 規 定

第1条 この会の会則第24条の慶弔規定についてはこの規定による。

種 別	該 当 者	金 額 、 そ の 他
結 婚 、 出 産	職 員	5,000 円
死 亡	児 童 の 保 護 者 児 童 ・ 職 員	5,000 円および献花(献花は児童が 会葬時のみとしその本数)
火 事 見 舞	全 会 員	5,000 円
傷 病 見 舞	児 童 ・ 職 員	連続1カ月以上の入院 5,000 円

PTA 活動中の事故	全会員・児童	さいたま市P協「PTA 活動総合補償制度」による
会員および児童以外の慶祝弔慰	PTA に関する関係者	役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす

第2条 その他必要と認められる慶弔の場合には役員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。

第3条 一切の返礼行為はおこなわない。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 昭和39年3月15日施行 昭和46年5月23日改定 昭和52年2月17日改定
昭和54年5月11日改定 昭和57年4月28日改定 昭和59年4月28日改定
平成4年4月24日改定 平成7年4月28日改定 平成17年5月6日改定
平成20年5月2日改定 平成21年12月18日改定 平成24年12月7日改定
令和6年3月8日改定

旅 費 規 定

第1条 この会の会則第24条の旅費規定についてはこの規定による。

第2条 会務による出張は実費を支給する。なお、報告は運営委員会にて行う。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 昭和39年3月15日施行 昭和46年5月23日改定 昭和52年2月17日改定
昭和62年4月28日改定 平成4年4月24日改定 平成21年12月18日改定

サークル助成規定

第1条 この会の会則第24条のサークル助成規定については、この規定による。

第2条 サークル活動の目的は、会員相互の親睦と修養とし、自主的運営を原則とする。

第3条 PTA会員を主たる構成員とする10名以上で構成され、役員会、運営委員会の審議了承を得なければならない。

第4条 学校施設を利用する場合は、原則として放課後とする。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 平成11年4月30日施行 平成21年12月18日改定

表 彰 規 定

第1条 この会の会則第24条表彰規定についてはこの規定による。

第2条 この会の目的達成に尽力し、同時にこの会の振興発展のため功績が顕著なものを表彰する。

第3条 被表彰者の選定は、運営委員会で決定する。

第4条 被表彰者の選考基準は次の各項のとおりとする。

1. 特に表彰にあたいすると認められた者。
2. 転任および退職の職員。
3. 関係諸団体に表彰にあたいすると認められた場合。
4. 本校児童で善行があり、学校長より推薦があった者。

第5条 表彰は表彰状または感謝状を贈り、あわせて記念品または金一封を贈呈する。尚、記念品ならびに金一封は3,000円程度とする。

第6条 表彰は次年度の総会において行う。ただし事情によっては臨時にこれを行うことができる。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 昭和42年3月26日施行 昭和52年2月17日改定 昭和62年12月7日改定
平成4年4月24日改定 平成8年3月25日改定 平成11年4月30日改定
平成21年12月18日改定

選考規定

- 第1条 この会の会則第9条の役員、会計監査委員および委員の選出はこの規定による。
- 第2条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。
- 第3条 選考委員会は、6年生を除く各学年から1名で構成することを原則とし、正副委員長は互選とする。
- 第4条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

選考規定施行細則

1. 選考委員会の委員については代理を認めない。
 2. 選考委員で役員、会計監査委員の候補者に推薦され、これを承諾した者は選考委員の資格を失う。
 3. 選考委員は、全体委員会、運営委員会、および各委員会へ必要に応じて出席することが可能である。
ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。
 4. 選考委員の任期は、総会から次年度の総会までとし、再任を妨げない。
- 附則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。
2. 昭和53年5月10日施行 平成7年4月28日改定 平成12年5月2日改定
平成13年5月2日改定 平成21年12月18日改定 令和6年3月8日改定

選出規定

- 第1条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年より立候補者で構成する。保導委員については地区からの選出とする。
- 第2条 各委員会正副委員長は学年委員及び各専門委員の互選とする。
- 第3条 役員および会計監査委員を除く各委員ならびに委員長については、総会までに選出するものとする。
- 第4条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員は他の委員を兼任または代理することはできない。
- 第5条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。
- 附則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。
2. 昭和39年3月15日施行 昭和40年3月7日改定 昭和41年4月17日改定
昭和42年3月26日改定 昭和46年5月23日改定 昭和52年2月17日改定
昭和53年5月10日改定 昭和62年12月7日改定 平成1年4月28日改定
平成4年4月24日改定 平成8年3月25日改定 平成13年5月2日改定
平成14年5月2日改定 平成21年12月18日改定 平成25年3月8日改定
平成26年3月12日改定 平成29年5月12日改定 令和5年3月6日改定

個人情報取扱規則

- 第1条 さいたま市立大砂土東小学校PTA（以下、「PTA」と記する。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。
- 第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。
- 第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員とする。
- 第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

第7条 取得した個人情報、次の目的の為に利用する。

1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配付
2. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
3. PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
4. その他PTA活動として必要な事項

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

第16条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則 1. この規則の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 平成30年5月11日施行 令和6年3月8日改定

令和6年度PTA会費予算(案)

さいたま市立大砂土東小学校PTA

(収入)

	科目	令和5年度予算額	令和6年度予算案	備考
1	会費	3,154,200	3,095,400	PTA会費※1
2	雑収入	0	0	利息など
3	繰越金	3,006,898	3,082,414	令和5年度繰越額
	合計	6,161,098	6,177,814	

※1 会員数737人(家庭数分685人、職員分52人)とし、一人当たり1ヶ月350円を得るものとし算出

(支出)

	科目	令和5年度予算額	令和6年度予算案	備考
一般総務費	1. 事務費	1,100,000	800,000	事務用品、消耗品、整備費、備品代(事務機器積立金含む)他
	2. 会議費	80,000	70,000	会議諸費用他
	3. 渉外費	30,000	30,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	780,000	780,000	卒業生への記念品、卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	会員への慶弔慰金
	6. 負担費	250,000	220,000	PTA活動総合補償制度保険料、市P協会費等
	7. 旅費	20,000	20,000	出張交通費
	8. 表彰費	90,000	80,000	表彰、記念品代
	9. 総会費	20,000	10,000	総会・歓迎迎会諸費用他
	10. 研修費	10,000	10,000	研修補助費、講習会補助費他
	11. サークル助成費	20,000	20,000	レディバード、お父さんの会
	12. 通信費	70,000	350,000	ネット環境セキュリティ代他
	計	2,520,000	2,440,000	
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	10,000	10,000	資源回収時経費他
	2. 成人教育委員会費	48,000	0	講演会、講習会経費他※2
	3. 広報委員会費	344,000	340,000	広報紙印刷代、写真・用紙代、郵送代他
	4. 保健厚生委員会費	27,000	25,000	ベルマーク集計時経費他※3
	5. 保導委員会費	120,000	120,000	全Pパトロール経費、防犯活動積立金他※4
	6. 学年委員会費	10,000	410,000	学年委員会活動費、松の子鑑賞会費※5
	7. 選考委員会費	13,000	10,000	選考委員会活動費
	8-1. 松の子まつり実行委員会費	10,000	20,000	松の子まつり準備費(20,000円特別会計へ)
8-2. 松の子まつり実行委員会費	400,000	0	松の子鑑賞会費(400,000円特別会計へ)※6	
	計	982,000	935,000	
学校後援費	1. 教育振興費	250,000	790,000	各種教材、パソコンインク代、安全対策費他
	2. 行事補助費	180,000	180,000	行事費用
	3. 整備費	150,000	380,000	校舎内外整備費用
	4. 動物飼育・植物栽培費	60,000	20,000	餌、種、苗代等
	5. 安全衛生費	60,000	40,000	薬品、保健室用品等
	6. 渉外費	30,000	20,000	防犯ボランティア茶菓子代等
	7. ボランティア活動補助費	6,000	6,000	図書ボランティア・ソーイングボランティア(各3,000円)
	8. 雑費	14,000	5,000	
	計	750,000	1,441,000	
	予備費	1,909,098	1,361,814	
	合計	6,161,098	6,177,814	

※2 R6年度より削除

※3 R6年度よりベルマーク委員会へ名称変更

※4 R6年度より安全パトロール委員会へ名称変更

※5 R6年度より松の子鑑賞会費を追加

※6 R6年度より削除

